

# 第3 障害福祉施策

## 1 相談システムの構築

### (1) 行政、民間の連携による相談体制の確立

#### ① 身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体障害や知的障害のある人の福祉に熱意のある民間の協力者が相談員になり、障害のある人又はその家族からの相談に応じ、区役所などの関係機関との連絡にあたります。

☆ 身体障害者相談員数：23人

知的障害者相談員数：17人

(令和4年4月1日現在)

#### ② 精神保健福祉相談

区役所高齢者・障害者相談コーナーでは、精神障害のある人やその家族、市民を対象に、精神保健福祉に関する相談に応じ、個々のケースに応じた助言や指導を行っています。

精神保健福祉相談員である保健師等が面接・電話・訪問による相談・指導を行うほか、必要に応じて精神保健福祉センターと連携し、精神科医などによる、より専門的な支援を行います。また、定例相談として、専門の医師(精神科医)や専門の相談員(酒害相談員)による相談を実施しています。

(予約制)

そのほか、講演会や家族教室の開催など、精神保健福祉に関する啓発なども行っています。

#### ☆ 精神保健福祉相談員

精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害のある人及びその家族等を訪問して必要な

指導を行う職員として、区役所高齢者・障害者相談コーナーに、配置しています。

#### ③ 障害者基幹相談支援センター

障害のある人やその家族から様々な相談を受ける総合相談窓口であり、訪問支援(アウトリーチ)を含む相談支援を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援しています。

また、障害のある人の虐待防止センターの業務も行っています。

#### ☆ 活動内容

- ★ 区役所高齢者・障害者相談コーナーとの連携
- ★ 各種サービス利用者や家族からの相談対応
- ★ 障害者虐待に関する相談・通報の受付

施設名・愛称	住所	対象
北九州市障害者基幹相談支援センター	戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階	三障害 (身体・知的・精神)

#### ④ 障害者居住サポート等事業

家賃などの支払い能力があり、支援があれば地域で単身生活が可能で障害のある人で(障害種別を問わない)、保証人がいないなどの理由により一般賃貸住宅を借りることが困難な人に、家を探すなどの入居支援や入居後地域で生活するための相談支援を行います。

⑤ 発達障害者支援センター

自閉症などの発達障害について、本人や家族、関係機関、施設等からの相談に応じ、情報提供や必要な助言、関係機関との連携・調整を行う相談支援機関です。

あわせて、発達障害についての啓発や専門研修などを行っています。

施設名・愛称	住 所	対 象
北九州市発達障害者支援センター「つばさ」	小倉南区春ヶ丘10-2	自閉症等の発達障害
北九州市発達障害者支援センター「つばさ」西部分所	若松区大字小敷 566-8 (小池学園内)	

⑥ ひきこもり地域支援センター すてっぷ

ひきこもりの問題を抱えた当事者や家族を支援するための、相談支援の場、居場所の提供、ひきこもりに関する情報発信の拠点、関係機関の連携の拠点として運営しています。

施設名・愛称	住 所	対 象
北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」	戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階	社会的ひきこもりの方(概ね18歳以上)

☆ 主な活動内容

★ ひきこもり相談

ひきこもりに関する相談業務を行っています。電話相談、来所相談、訪問相談とニーズに合わせて対応しています。(要予約)

★ フリースペース

ひきこもり当事者、家族の方、支援者、地域の人々の交流の場として、フリースペースを開催しています。

⑦ 医療的ケア児等コーディネーター事業

医療的ケアが必要な在宅の子どもの子育てや制度、支援等に関する相談対応を実施しています。

施設名・愛称	住 所	対 象
北九州市立総合療育センター(地域支援室)	小倉南区春ヶ丘10-4	医療的ケアが必要な在宅の子どもとその家族

⑧ 情報提供

☆ 障害福祉ガイド

㊦ 障害福祉企画課(Tel 5 8 2 - 2 4 5 3)

障害のある人やその家族が利用できる制度や障害福祉施策の周知を目的とした「障害福祉ガイド」を作成し、各区役所及び各出張所等で配布しています。

ホームページアドレス

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17600232.html>

☆ 障害福祉情報センター

㊦ 障害福祉企画課(Tel 5 8 2 - 2 4 5 3)

障害福祉情報センターでは、障害のある人や福祉関係者などが、必要なときに障害福祉関係の情報を手に入れることができる機関として、情報の収集・提供を行っています。

★ 所在地：戸畑区汐井町1-6

ウェルとばた6階

ホームページアドレス

<https://www.ksjc.jp/>

(2) 北九州市障害者自立支援協議会

障害があっても安心して自立できる地域社会の実現を目指し、「情報の共有」「具体的な協働」「関係者によるネットワーク」に関する協議の場として、北九州市障害者自立支援協議会を設置しています。

北九州市障害者自立支援協議会は、主に「総会」および「相談支援部会」「地域ネットワ

このページ内についての問合せは、本文に特に記載のない場合、  
 障害者支援課へ (Tel 0 9 3 - 5 8 2 - 2 4 2 4)  
 精神保健・地域移行推進課へ (Tel 0 9 3 - 5 8 2 - 2 4 3 9)  
 精神保健福祉センターへ (Tel 0 9 3 - 5 2 2 - 8 7 2 9)

ーク部会」「権利擁護部会」の3つの部会で構成されています。

### (3) 障害者差別解消相談コーナー

#### ㊦ 障害福祉企画課 (Tel 582-2453)

障害を理由とする差別に関する相談や、障害のある人への合理的配慮などの相談を受け付け、解決に向けての支援を行います。

## 2 早期発見・療育体制の整備

### (1) 医療機関・障害児施設等の連携による支援

#### ① 総合療育センター

障害のある子どもの療育と医療の中核施設である総合療育センターは、外来診療や入院診療を実施する「医療機関」とするとともに、障害のある子どもの早期支援、障害の程度に応じた療育訓練、外来やアウトリーチによる相談支援を実施する「福祉施設」としての機能も有しています。

昭和53年に開設されましたが、発達障害や加齢に伴う疾患などの多様化するニーズや利用者の増加に対応するため、機能強化と施設の拡大を図り、平成30年11月にリニューアルオープンしました。

☆ 所在地：小倉南区春ヶ丘10-4

(TEL：922-5596)

#### ☆ 施設の種類

令和4年4月1日現在

外来	小児科、内科、整形外科、リハビリテーション科、眼科、精神科、児童精神科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、歯科、小児歯科、矯正歯科、婦人科	
入院所	足立園【定員：99人】	障害児入所支援（医療型障害児入所施設：重症心身障害） 障害福祉サービス（療養介護）
		障害福祉サービス（短期入所）
通所	にこにこ通園【定員：40人】	障害児通所支援（児童発達支援センター）
	ナイスデイ【定員：15人】	障害福祉サービス（生活介護）



▲総合療育センター

#### ② 総合療育センター西部分所

総合療育センターの支所で、市内西部地区の方の利便性を高めるために平成28年4月に開設した施設です。

☆ 所在地：八幡西区若葉一丁目8-1

(TEL：632-3600)

#### ☆ 施設の種類

外来	小児科、内科、整形外科、リハビリテーション科、歯科、小児歯科	
通所	きらきら通園【定員：40人】	障害児通所支援（児童発達支援センター）

このページ内についての問合せは、本文に特に記載のない場合、  
障害者支援課へ(Tel 093-582-2424)

③ おもちゃライブラリー等

おもちゃを通じて障害のある子どもの身体的、精神的発達を促進するため、おもちゃや絵本の貸出、相談等を行っています。

<北九州市おもちゃライブラリー>

- ☆ 所在地：小倉南区春ヶ丘10-4（総合療育センター内）  
八幡西区黒崎三丁目15-3 5階（西部障害者福祉会館内）  
門司区谷町一丁目8-8（光の子学園内）
- ☆ 対象者：児童とその家族・児童福祉・教育関係者など
- ☆ 貸出：おもちゃ・絵本あわせて4点まで

<おもちゃ図書館ピノキオ>

- ☆ 所在地：若松区浜町1-10-25（洞海工芸舎内）
- ☆ 対象者：児童とその家族・児童福祉・教育関係者など
- ☆ 貸出：個人は2点・団体は5点（2週間）

● おもちゃライブラリーの利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸出者数	1,666人	342人	446人
貸出個数	5,309点	915点	1,210点

④ 障害児等療育支援事業

在宅の障害のある人の地域における生活を支援するため、療育に関する相談や指導に応じるなど、各種事業を行っています。

☆ 事業内容及び実施施設

★ 療育支援施設事業

事業名	実施施設
訪問療育指導事業	総合療育センター（小倉南区）、総合療育センター西部分所（八幡西区）
外来療育指導事業	総合療育センター（小倉南区）、総合療育センター西部分所（八幡西区）、到津ひまわり学園（小倉北区）、北方ひまわり学園（小倉南区）、若松ひまわり学園（若松区）、小池学園（若松区）、引野ひまわり学園（八幡西区）
施設一般指導事業	総合療育センター（小倉南区）、総合療育センター西部分所（八幡西区）、北方ひまわり学園（小倉南区）

★ 療育拠点施設事業

事業名	実施施設
施設専門指導事業	総合療育センター（小倉南区）、総合療育センター西部分所（八幡西区）
専門療育指導事業	

## (2) 福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備

### ① 特別支援教育相談センター

特別な支援の必要な幼児児童生徒や、その保護者、学校などへの専門的な相談支援を行う。

☆ 所在地：小倉南区春ヶ丘10-2

☆ 事業内容

#### ★ 巡回相談事業

学校を巡回し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の様子を踏まえて、適切な指導や必要な支援の在り方について教職員に指導・助言する。また、校内支援体制づくりや個別の指導計画等の作成についても助言する。

#### ★ 教育相談事業

通常の学級に在籍する児童生徒や保護者を対象に必要な教育的支援等の相談に応じる。状況に応じて、近隣の総合療育センター等との連携も図っていく。

#### ★ 就学相談事業

障害等のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズや障害の状態等を総合的に把握し、そのもてる力を高めるために、適切な就学先を決定するための相談を行う。

就学相談会では、保護者への面談や教育的・心理的及び医学的観点から、幼児児童生徒の障害の状態などを総合的に理解する。その結果を受け、保護者と相談しながら就学する学校を決定する。

- ・定期就学相談会 8月～11月 5回
- ・夏期就学相談会 夏季休業日中 3回
- ・就学相談会 随時実施

#### ★ 通級相談事業

通常の学級に在籍している言語・聴覚・視覚・情緒に軽度の障害のある児童生徒やLD・ADHDあるいはその傾向が見られる児童生徒と保護者を対象に、通級による指導が適しているかを判断するための相談をする。

- ・通級による指導の相談会 9月～11月 5回

#### ★ 早期相談事業

年中・年長園児の就学に関する教育相談や巡回相談を行う。適切な学びの場を選択できるよう相談を進め、必要に応じて医療や福祉等の関係機関等との連携を図る。

## 3 保健・医療・福祉サービス基盤の整備と連携

### (1) 在宅生活の総合的な支援

#### ① 在宅サービス

##### ☆ 居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）

日常生活を営むのに支障がある在宅の障害のある人や障害のある子どもに対し、家庭にホームヘルパーを派遣して、「身体介護」や「家事援助」などを行います。なお、外出時の支援として、視覚障害のある人を対象とする同行援護や、知的障害又は精神障害（行動上著しい困難を有する）のある人を対象とする行動援護があります。

##### ☆ 短期入所事業（ショートステイ）

在宅の障害のある人や障害のある子どもを介護している家族等が、疾病や冠婚葬祭、旅行等のため、家庭での介護が困難になった場合、障害のある人や障害のある子どもを短期間、指定の施設でお預かりします。

##### ☆ 移動支援事業

屋外での移動に困難のある重度の障害のある人や障害のある子どもが、余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の支援を行います。

##### ☆ 日中一時支援（日帰りショート）事業

在宅の障害のある人や障害のある子どもを介護している家族等が、疾病や冠婚葬祭・旅行等のため、家庭での介護が困難になった場合、障害のある人や障害のある子どもを一時的に、委託施設でお預かり（宿泊を伴わない）します。

##### ☆ 訪問入浴サービス事業

在宅の常時介護を必要とする重度身体障害のある人等に対し、移動入浴車を派遣して入浴サービスを実施します。

派遣回数：1人当たり週1回まで（5月～10月は週2回まで）

##### ☆ 医療的ケア児在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケアが必要な子どもの看護や介護を行う家族の負担軽減を図るために、訪問看護ステーションを利用する家族に対して、その費用の一部を助成します。

助成対象時間は一人につき年間48時間まで（令和2年度は24時間）

### ● 在宅サービスの実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ホームヘルプサービス事業（実人数）※1	2,003	2,030	2,061
移動支援事業（実人数）	474	434	406
短期入所事業（延日数）※2	48,754	36,720	37,041
訪問入浴サービス事業（延人数）	267	224	203

※1 ホームヘルプサービス事業（実人数）は居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護（平成23年10月より開始）の利用者実人数を合計したもの

※2 短期入所事業延日数は、日帰りショートを含む日数

## ② 中途視覚障害者の緊急生活訓練事業

### ㊦ 福祉用具プラザ北九州

(TEL 5 2 2 - 8 7 2 1)

市内に居住する中途視覚障害者で、身体障害者手帳を所持している方や難病等（障害者総合支援法に定める疾病）の方に対して、生活に必要な助言や自立生活に必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活動作訓練等を行っています。また、支援者に対しても障害特性や援助技術に関する研修会を開催し、中途視覚障害者の社会参加の促進を図っています。

この事業は、訪問や通所により、歩行訓練士が下記の訓練及び相談・支援を行っています。

☆ 内 容：生活訓練（白杖での歩行、点字、パソコン、身辺処理、社会参加などの訓練）、講習会（点字、パソコン）、専門相談、支援者研修会

## ③ 自立支援医療（育成医療）

### ㊦ 子ども家庭局子育て支援課

(TEL 5 8 2 - 2 4 1 0)

身体に障害を残すおそれのある疾病にかかっている児童（18歳未満）で、確実な治療効果が期待される場合、指定する医療機関において受けた必要な治療の費用の一部を助成しています。

☆ 対象者：肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害、心臓・肝臓・腎臓・小腸・免疫機能又はその他の内臓の機能障害をもつ児童

#### ☆ 内 容

- ・診察、薬剤又は治療材料の支給
- ・医学的処置、手術その他の治療並びに施術

- ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への収容、看護、移送

#### ☆ 自己負担

自己負担については原則として医療費の1割負担となります。

ただし、世帯の所得等によって月額の上限額を設定しています。

また、入院時の食費（標準負担額相当）については原則自己負担となります。

## ④ 自立支援医療（更生医療）

身体障害のある人に対し、その障害を軽減又は除去するために、確実な治療の効果が期待できる場合、指定する医療機関において受けた必要な治療の費用の一部を助成しています。

☆ 対象者：身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人

#### ☆ 内 容

- ★ 診察、薬剤又は治療材料の支給
- ★ 医学的処置、手術その他の治療並びに施術
- ★ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ★ 病院又は診療所への収容、看護、移送

#### ☆ 自己負担

自己負担については原則として医療費の1割負担となります。

ただし、世帯の所得等によって月額の上限額を設定しています。

また、入院時の食費（標準負担額相当）については原則自己負担となります。

⑤ 自立支援医療（精神通院医療）

㊦ 保健福祉局精神保健・地域移行推進課  
(Tel 5 8 2 - 2 4 3 9)

㊧ 精神保健福祉センター  
(Tel 5 2 2 - 8 7 5 7)

精神障害のため通院医療を受ける人に対して、指定する医療機関で通院医療にかかった費用の一部を助成しています。

☆ 自己負担

自己負担については原則として医療費の1割負担となります。

ただし、世帯の所得や本人の精神疾患の状態等によって月額の上限額を設定しています。

⑥ 重度障害者医療

重度障害のある人の健康の保持及び福祉の増進をはかるため、保険診療による医療費の自己負担額を助成しています。

☆ 対象者

・市内に住所を有する人で、次の要件を備えた人

ア 国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者か、各種社会保険の被保険者若しくは被扶養者

イ 身体障害者手帳1、2級の人、療育手帳A表示の人、又は精神障害者保健福祉手帳1級の人

ウ 所得制限

本人＝前年所得459.6万円未満

ただし、扶養親族が1人増えるごとに38万円などの加算があります。

※ 次の人は対象外です。

・生活保護を受けている人  
・65歳以上の人で後期高齢者医療に加入していない人

☆ 助成の範囲

医療費のうち、保険診療による自己負

担額を助成します。

ただし、次に該当するものは助成の対象になりません。

ア 訪問看護ステーションが訪問看護に要する費用の1割（ただし月の限度額8,000円を超えた分は申請により払い戻し）

イ 精神障害者保健福祉手帳1級の人の精神病床への入院医療費

(※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までは無料)

ウ 入院時の食事代（標準負担額）

エ 保険診療以外の医療費

⑦ 日常生活用具の給付等

在宅の障害のある人に対し、ストーマ用装具やベッドなどの日常生活用具の給付等を行い、日常生活の便宜を図っています。

☆ 対象者：身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳所持者又は難病患者

ただし、品目ごとに対象者の範囲は異なります。

☆ 給付品目等：給付45品目（ストーマ用装具、特殊便器、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用時計など）及び住宅改造助成

● 日常生活用具の給付等状況（件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給付等件数	13,033	13,593	13,912

⑧ 補装具費の支給

障害を補うために必要と認められた補装具の購入、借受け又は修理に係る費用を支給しています。

☆ 対象者：身体障害者手帳所持者、難病患者

このページ内についての問合せは、本文に特に記載のない場合、障害者支援課へ（Tel 0 9 3 - 5 8 2 - 2 4 2 4）



☆ 補装具の種目

区分	補装具の種目
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）
肢体不自由	義肢、装具、車椅子、電動車椅子、座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ 児童のみ給付：座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
肢体不自由と音声・言語機能障害の重複障害	重度障害者用意思伝達装置
難病患者（366疾患）	上記の補装具について、申請書等により必要性を個別に判断

● 補装具費の支給状況（件）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
18歳以上	購入	1,385	1,222	1,363
	修理	986	963	941
18歳未満	購入	300	316	287
	修理	210	178	211

⑨ 所得の保障など

☆ 心身障害者扶養共済への加入

保護者の不安の軽減と心身障害のある人の福祉の向上を図るための年金支給の共済制度です。

★ 加入要件

- ①知的障害、②身体障害1～3級、③精神または身体に永続的な障害があり、①②の人と同程度の人の保護者（65歳未満の健康な人）

★ 支給要件

保護者が死亡または重度障害の状態になったときに、障害のある人に対して支給します。また、障害のある人が

死亡した場合、加入者に対して加入期間に応じた弔慰金が支給されます。

☆ 特別児童扶養手当の支給

障害のある子どもの福祉の増進のため、心身に重度または中度の障害（身体、知的、精神）のある20歳未満の児童を家庭で監護している父母または父母に代わって養育している方に支給しています。ただし、所得制限などがあります。

★ 支給額

（令和4年4月現在、児童1人につき）

- ア 1級（重度の障害のある児童）：月額52,400円
- イ 2級（中度の障害のある児童）：月額34,900円

☆ 障害児福祉手当の支給

在宅の重度障害のある子どもの福祉の一環として、重度の心身障害（身体、知的、精神）により日常生活において、常時介護を必要とする状態にある20歳未満の子どもに支給しています。ただし、障害を事由とする年金を受給している場合は除きます。また所得制限などがあります。

★ 支給額：月額14,850円

（令和4年4月現在）

☆ 特別障害者手当の支給

重度の心身の障害（身体、知的、精神）により日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の障害のある人に支給しています。ただし、所得制限などがあります。

★ 支給額：月額27,300円

（令和4年4月現在）

☆ 重度心身障害者介護見舞金の支給

市内に3か月以上住所を有し、重度障

害（身体、知的、精神）のある人を常時介護している方等を対象に、経済的・精神的負担の軽減を図るために介護見舞金を支給しています。ただし、特別障害者手当や障害基礎年金などを受給している方は除きます。

★ 支給額：月額10,550円  
（令和4年4月現在）

☆ 外国人重度障害者への給付金

㊦ 障害福祉企画課（Tel 5 8 2 - 2 4 5 3）

障害年金を支給されていない在日外国人の重度障害のある人（身体、知的、精神）に給付金を支給しています。ただし、所得制限などがあります。

★ 支給額：月額36,000円  
（令和4年4月現在）

☆ 特別障害給付金の支給

㊦ 保険年金課（Tel 5 8 2 - 2 4 1 5）

国民年金の任意加入対象となっていた学生又は厚生年金加入者等の配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の1、2級相当の障害のある人に支給されます。ただし、所得制限などがあります。

★ 支給額（令和4年4月現在）

- ア 障害基礎年金の1級相当に該当：  
月額52,300円
- イ 障害基礎年金の2級相当に該当：  
月額41,840円

(2) 施設支援サービス基盤の整備

① 障害者総合支援法に基づく支援

障害者総合支援法に基づき、障害のある人に介護や就労支援等必要なサービスの提供を行います。

種類	対象者	サービスの内容
療養介護	障害のある人 （特定の障害があり、障害支援区分が一定以上である者）	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 （ショートステイ）	在宅の障害のある人や障害のある子ども	家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、施設に短期間、入所することができます。
生活介護	障害のある人〔障害支援区分が一定以上である者〕	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	障害のある人〔障害支援区分が一定以上である者〕	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練	機能訓練：障害のある人 生活訓練：障害のある人	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	障害のある人	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	障害のある人	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

このページ内についての問合せは、本文に特に記載のない場合、  
障害者支援課へ（Tel 0 9 3 - 5 8 2 - 2 4 5 3）

就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けて一般企業等に新たに雇用された障害のある人	一般企業等への就労に向けた支援として、一定期間、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービスを行う者、医療機関その他の者と連絡調整などを行います。
自立生活援助	障害のある人	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害のある人が、居宅における自立した日常生活を営む上で各般の問題につき、一定期間、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、相談に応じ必要な情報の提供及び助言等を行います。

## ② 児童福祉法に基づく支援

児童福祉法に基づき、障害のある子どもに通所や入所による訓練、指導等の支援を行います。

種類	対象者	サービスの内容
児童発達支援	就学していない障害のある子ども	児童への日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害のある子ども	授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園など集団生活の場に通う障害のある子ども	保育所、幼稚園などを訪問し、集団生活への適応のための支援を行います。
障害児入所支援	在宅生活が困難である障害のある子ども	入所施設において、日常生活における指導、介護及び治療などを行います。

## ③ 地域相談支援

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が住みなれた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、地域生活への移行（地域移行）や地域生活を継続（地域定着）するための支援を行います。

種類	対象者	サービスの内容
地域移行支援	障害者支援施設入所者、精神科病院入院者、救護施設・更正施設や刑務所等の入所者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行に向けた相談、同行による支援</li> <li>・一人暮らしの体験宿泊</li> <li>・障害福祉サービス事業（日中活動系）の体験利用</li> <li>・入居支援</li> </ul>
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅において単身で生活する障害のある人</li> <li>・同居する家族等による緊急時の支援が見込まれない者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時の連絡体制の確保</li> <li>・緊急時の支援（緊急一時的な宿泊を含む）</li> </ul>

④ 計画相談支援

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することを目的に、支給要否決定を行うにあたって計画相談支援及び障害児相談支援を実施します。

障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援の利用にあたっては、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の提出が必要となります。

〈サービス等利用計画・障害児支援利用計画とは〉

市が指定する相談支援事業者が作成するもので、サービス利用者を支援するためのトータルプランです。相談支援事業者との契約が必要となりますが、利用者負担はありません。

(3) 専門的な保健、医療、リハビリテーションによる支援

① 障害福祉センター

(地域リハビリテーション推進課)

(☎ TEL 5 2 2 - 8 7 2 4)

身体障害者福祉法における「身体障害者更生相談所」、知的障害者福祉法における「知的障害者更生相談所」としての相談・判定業務や地域リハビリテーション連携推進事業等を行っています。

☆ 所在地：小倉北区馬借一丁目7-1  
(総合保健福祉センター3階)

☆ 業務内容

★ 身体障害者更生相談所業務

各区役所からの依頼に応じて、身体障害者手帳の交付に必要な診断書・意見書の医学的判定を行うほか、補装具や自立支援医療（更生医療）の要否の判定を行います。

なお、肢体不自由の重度身体障害のある人への在宅訪問や各区巡回による補装具交付に関する要否判定も行っていきます。

また、重度障害のある人等に対するコミュニケーション支援を行っています。

★ 知的障害者更生相談所業務

18歳以上の知的な障害のある人が、

様々な制度を利用するのに必要な療育手帳交付のための心理判定を行っています。

★ 機能回復訓練事業

言語や聴覚に障害のある人の相談・支援や、中途視覚障害者の緊急生活訓練等を行っています。(143ページ参照)

★ 地域リハビリテーション連携推進事業

保健・医療・介護・福祉が密接に連携した地域リハビリテーションの推進を図るため、医療・介護関係者の人材育成研修やネットワークづくり、リハビリテーションに関する情報提供などを行っています。

★ 障害支援区分認定審査

☎ 認定審査については、障害認定係  
(TEL 5 2 2 - 8 7 5 5)

障害福祉サービスの支給決定にかかる障害支援区分（障害のある人等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの）の認定調査から認定審査会による二次判定までを行っています。

② 精神保健福祉センター

(☎ TEL 5 2 2 - 8 7 2 9)

精神保健福祉法に基づいて設置され、精

このページ内についての問合せは、本文中の各センターへ

神保健及び精神障害者福祉に関する普及啓発、教育研修、技術支援等の業務を行っています。

☆ **所在地**：小倉北区馬借一丁目7-1  
(総合保健福祉センター5階)

☆ **業務内容**

- ★ 講演会や研修会を通じ、市民のこころの健康の保持と増進及び関係者の資質向上を図ります。
- ★ 関係機関や施設及びセルフヘルプ(自助)グループ等を技術的に援助することを通じて、当事者の社会参加(就労を含めた)等を支援します。
- ★ 各種事業(薬物・ギャンブル等依存症対策、ひきこもり対策、精神障害者啓発、自殺対策、災害時等のこころのケア対策等)を企画・実施し、精神保健福祉の向上に努めています。
- ★ 精神医療審査会の事務局及び精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)交付決定業務を担当しています。
- ★ 技術支援として各区精神保健福祉業務のバックアップ等を行っています。
- ★ こころのケアに関する相談等を行っています。

③ **介護実習・普及センター(福祉用具プラザ北九州)**  
(☎ Tel522-8721)

適切な福祉用具の選定や介護知識・技術に関する相談に応じます。

☆ **所在地**：小倉北区馬借一丁目7-1  
(総合保健福祉センター1階)

☆ **業務内容(130ページ参照)**

- ★ 福祉用具や介護技術に関する専門相談支援
- ★ 福祉用具の展示

- ★ 福祉用具・介護に関する情報収集・提供及び講座の開催
- ★ 関係機関に対する専門的技術支援

(4) **難病患者等に対する支援**

① **難病相談支援センター**

難病法に基づき、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援するために、患者・家族等の相談や医療費助成に関する業務を行っています。

☆ **所在地**：小倉北区馬借一丁目7-1  
(総合保健福祉センター6階)

☆ **業務内容**

★ **難病医療費の助成**

(☎ Tel522-8762)

国が指定する難病(指定難病)の患者で、①症状の程度が一定以上の方、もしくは②高額な医療を継続することが必要な方に対して、指定難病及び当該指定難病に付随して発現する疾病の治療にかかる医療費(保険診療による自己負担分)の一部を助成します。

患者の自己負担額は、医療費の2割(医療保険の自己負担割合が1割の方は1割です。)か世帯の所得に応じた負担上限月額のうちいずれか低い方となります。

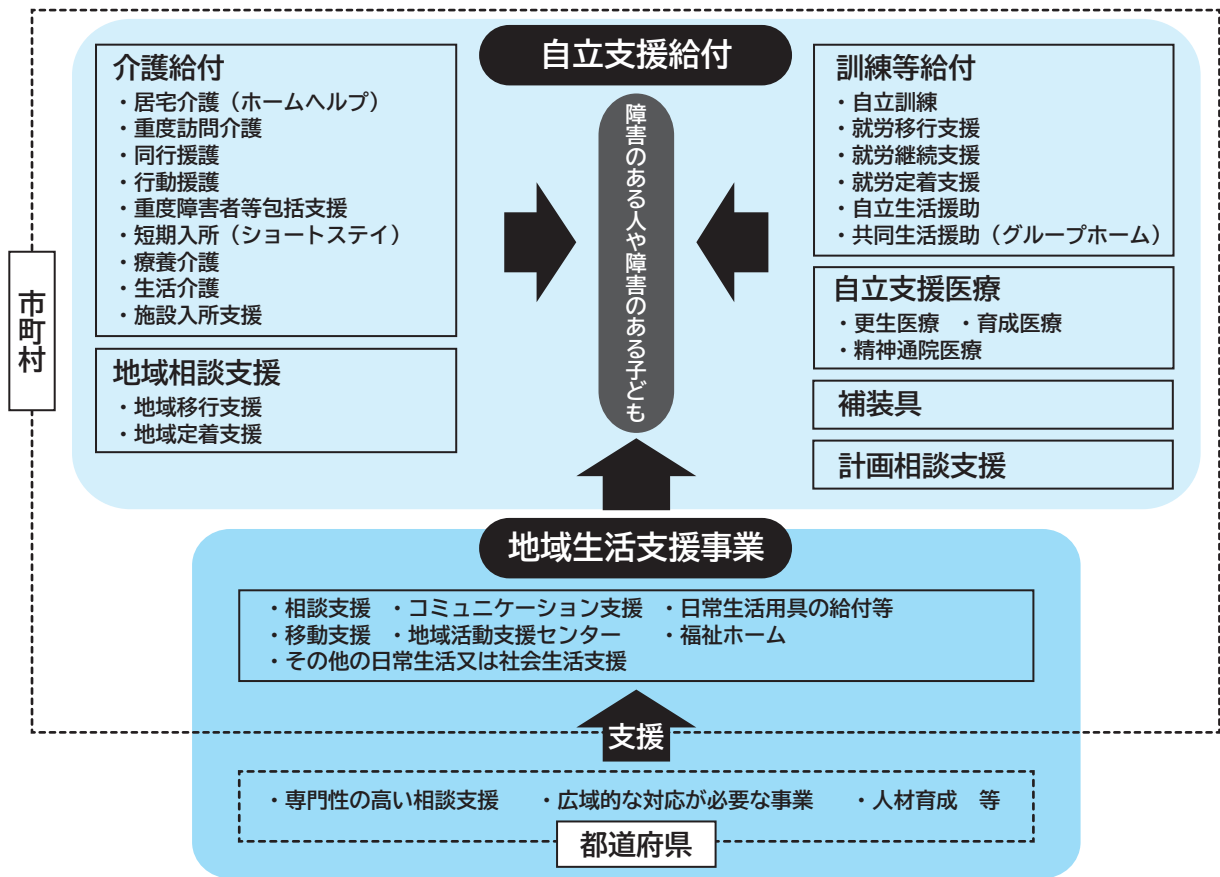
★ **難病の相談**

(☎ Tel522-8761)

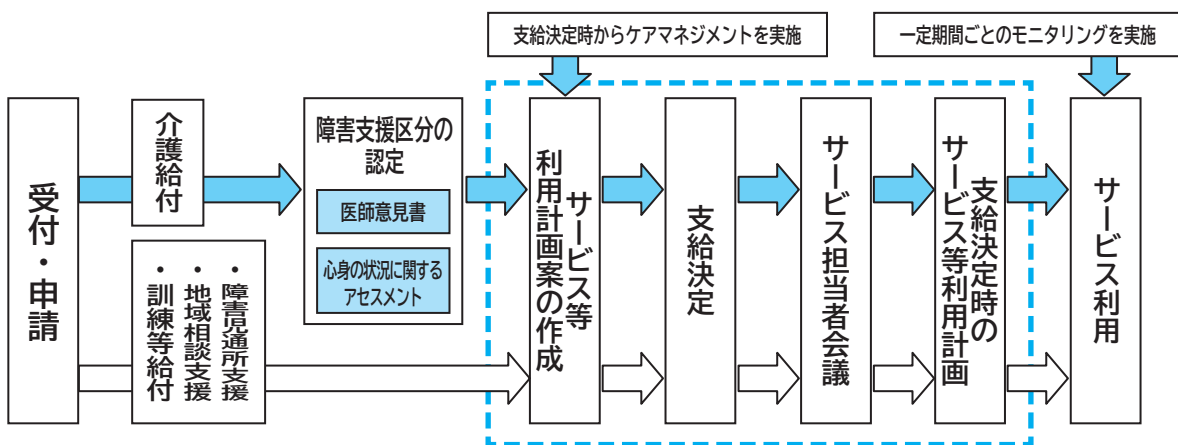
難病の患者・家族の療養生活上の相談や、患者・家族の支援者からの相談などに保健師が応じます。

(参考) 障害福祉サービスについて

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、個々の障害のある人々の支援の必要の度合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられています。



サービス利用の流れ（障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援）



※ サービス等利用計画は、障害のある子どもの場合は障害児支援利用計画となります。

このページ内についての問合せは、本文に特に記載のない場合、障害者支援課へ（Tel093-582-2424）

## 4 自立支援のための地域基盤整備

### (1) 地域の住まいの整備

#### ① すこやか住宅改造助成事業

障害のある人が居住している在宅生活に支障のある住宅を「すこやか仕様」に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成する制度です。

障害のある人の場合は日常生活用具の住宅改造助成と併用できますが、日常生活用具が優先されます。

※ 「すこやか仕様」とは、障害のある人などが安心して長く住み続けられるように、その心身機能の低下に配慮して設計された住宅仕様のことです。

#### ☆ 日常生活用具とすこやか住宅改造助成事業の比較

	日常生活用具（住宅改造助成）	すこやか住宅改造助成
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度身体障害のある人（身体障害者手帳1・2級）または、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害を有する身体障害者手帳3級以上の人の居住する世帯（ただし、特殊便器を設置する場合は、上肢障害2級以上の人）</li> <li>重度知的障害のある人（療育手帳A）の居住する世帯</li> <li>重度精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳1級）の居住する世帯</li> <li>難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある人の居住する世帯</li> </ul>	左記の者
所得制限	あり（前年市民税所得割額46万円未満）	あり（前年所得税額7万円以下）
給付（助成）限度額	20万円（所得に応じた自己負担あり）	30万円※ 助成額は、給付（助成）限度額と実際の工事額を比較し、低い額に前年所得税額に応じて75%又は100%の助成率を乗じて得た額
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりの取付け</li> <li>段差の解消</li> <li>滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料等の変更</li> <li>引き戸等への扉の取替え</li> <li>洋式便器等への便器の取替え</li> <li>その他前記の工事に付帯して必要となる住宅改修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の工事のうち、すこやか仕様に該当するもの。ただし日常生活用具（住宅改造助成）の給付（助成）限度額を超える場合。</li> <li>市が必要と認める左記以外の工事</li> </ul>
給付手順	工事着工前に訪問し、給付券を発行します。工事完了後に、事業者に給付額を支払います。	工事着工前に訪問診断、助成申請及び決定を行い、工事完了後に検査の上、助成金を交付します。

#### ● すこやか住宅改造助成の利用状況（障害のある人のみ）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
助成件数	17件	10件	13件

このページ内についての問合せは、本文に特に記載のない場合、障害者支援課へ（TEL093-582-2424）

② グループホーム（共同生活援助）

地域において共同生活を行う障害のある人に対し、世話人が食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、余暇利用の助言等、日常生活に必要な援助や介護を行います。（障害のある人の重度化・高齢化に対応するため、「日中サービス支援型共同生活援助」が平成30年4月から開始されました。）

●グループホームの利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
グループホーム	1,347人	1,441人	1,560人

③ 北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度

- ㊦ 建築都市局住宅計画課（Tel582-2592）
- 保健福祉局総務課（Tel582-2497）

建築都市局と保健福祉局が協働して、宅地建物取引業者、各相談窓口と連携しながら、民間賃貸住宅へ入居を希望する高齢者や障害のある人が安心して住宅を探すことができるように支援する「北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度」を平成28年5月から推進しています。

（住まい探しの協力店：91店  
[令和4年4月1日現在]）

※ 家賃等を適正に支払い、自立して日常生活を営むことができる方（在宅のサービス等を受けることによって自立することが可能となる方を含む。）が対象です。

(2) 地域での活動の場

① 障害福祉サービス(日中活動系サービス)

障害のある人の地域で活動するための拠点となるもので、介護や必要な介助をはじめ、創作的活動や生産活動等の機会を提供するなど、必要な支援等を行っています。

② 地域活動支援センターへの支援

障害のある人を通わせ、地域の実情に応

じ、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターへの支援を行っています。

③ 障害者小規模共同作業所への支援

㊦ 障害福祉企画課（Tel582-2986）

一般企業などへの就職が困難な在宅の15歳以上の障害のある人を対象に、作業訓練や生活指導などを実施する障害者小規模共同作業所への支援を行っています。

④ 障害者福祉会館

㊦ 障害福祉企画課（Tel582-2453）

障害のある人やボランティアといった障害者福祉に関する活動を実践・参加する人々の親睦の場であるとともに、市民との交流を行いながら障害のある人の社会参加を促進するための施設です。

また、在宅の障害のある人の自立援助や生きがい高揚の場として、通所による創作活動や、社会適応訓練などの講習会等を実施しています。

☆ 東部障害者福祉会館

★ 所在地：戸畑区汐井町1-6  
ウエルとばた6・7階  
(TEL：883-5550)

★ 主な機能

- ・障害者社会参加講座開催事業
- ・会議室の貸し出しなど

★ 講座の内容

料理、体操、パソコンなど



東部障害者福祉会館内

- ☆ 障害者社会参加推進センター  
障害のある人の社会参加に関する各種事業の体系的・効果的な実施を図っています。
- ★ 業務内容
  - ・社会参加推進協議会の開催
  - ・情報の収集、提供
  - ・自立生活講座、支援者研修会などの開催
- ☆ 視聴覚障害者情報センター  
点字図書館及び聴覚障害者情報センター業務の窓口としての機能のほか、視聴覚障害者へ各種の情報を提供しています。
- ★ 業務内容
  - ・点字図書及び録音図書の紹介
  - ・字幕・手話付きビデオの貸出し
  - ・要約筆記者の指導育成
  - ・要約筆記者の派遣
- ☆ 障害者芸術文化応援センター  
各種情報の提供等により、障害のある人の芸術文化活動の推進を図っています。
- ★ 業務内容
  - ・障害のある人の芸術文化活動支援
  - ・情報の収集、提供

☆ 西部障害者福祉会館

- ★ 所在地：八幡西区黒崎三丁目15-3  
コムシティ5階  
(TEL：645-1300)
- ★ 主な機能
  - ・障害者社会参加講座開催事業
  - ・点字図書館
  - ・聴覚障害者情報センター
  - ・会議室の貸し出しなど
- ★ 講座の内容  
料理、体操、パソコンなど

西部障害者福祉会館内

- ☆ 点字図書館（視覚障害者情報提供施設）  
視覚障害のある人が情報を収集したり、余暇活動に利用したりする場として、点字図書館があります。点字図書、録音図書及び雑誌の貸出のほか、インターネットを利用した点字情報ネットワーク事業による情報が利用できます。
- ★ 業務内容
  - ・点字図書及び録音図書の貸出及び閲覧事業
  - ・点訳・音訳ボランティア等の指導育成
  - ・点字図書及び録音図書の奨励及び相談
  - ・視覚障害のある人の文化、レクリエーション活動等の援助及び推進
  - ・その他視覚障害のある人の福祉の増進に関すること
- ☆ 聴覚障害者情報センター  
（聴覚障害者情報提供施設）  
聴覚障害のある人が情報を収集したり、余暇活動に利用したりする場として、聴覚障害者情報センターがあります。聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオの貸し出しのほか、聴覚障害者用のビデオを制作するための機器を利用できます。
- ★ 業務内容
  - ・聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオの製作及び貸出事業
  - ・手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業
  - ・聴覚障害のある人に対する相談事業

(3) 施設から地域への仕組みづくり

㊦ 障害者支援課 (Tel 5 8 2 - 2 4 2 4)

☆ 地域移行支援・地域生活支援の充実

障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、個人の多様なニーズに対応する地域生活の支援を推進します。

(4) 緊急時の対応

㊦ 消防局 指令課 (Tel 5 8 2 - 3 8 2 3)

☆ Net119緊急通報システム

聴覚又は音声・言語機能の障害や疾病等があり、音声による 119 番通報が困難な方が、スマートフォンなどからインターネット回線を利用して、全国どこからでも音声によらない 119 番通報をすることができる Net119 緊急通報システムを運用しています。

**5 雇用・就業機会の確保と拡大**

(1) 雇用促進・起業による就労支援

障害者基本法では、その基本的理念として、「すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」と規定しており、障害のある人の雇用・就業の場を確保することが重要な課題となっています。

障害のある人の雇用については「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下障害者雇用促進法）」に基づき、国や地方公共団体を含むすべての事業主に対して一定割合以上（法定雇用率）の障害のある人の雇用が義務付けられています。

☆ 法定雇用率 (%)

区 分	法定雇用率
	令和3年3月1日～
国・地方公共団体等	2.6
都道府県教育委員会等	2.5
特 殊 法 人	2.6
民 間 企 業	2.3

① 北九州障害者しごとサポートセンター

国と県で設置している「北九州障害者就業・生活支援センター」に加え、市独自で

「北九州市障害者就労支援センター」を設置し、2つのセンターが同じ場所で一体的に活動しています。

☆ 事業内容

- ★ 就業及び就業に伴う生活面に関する指導・助言
- ★ 職場開拓
- ★ 職業訓練や職場実習のコーディネート
- ★ 雇用のマッチング支援
- ★ 職場定着支援
- ★ 障害者福祉施設等における就労支援活動への支援

☆ 設置場所

ウェルとばた 2階

● 実績

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規相談者数	352人	265人	286人
新規登録者数	149人	178人	165人
登録者数(累計)	1,489人	1,645人	1,594人
相談支援件数	9,280件	11,752件	13,796件
就 職 件 数	94件	95件	97件

※ 就職件数は市内のみを対象とした数

② 本城リサイクル工房

㊦ 障害者支援課 (Tel 5 8 2 - 2 4 2 4)

作業能力はあるものの対人関係や健康管理などの理由によって一般企業での就労が困難な障害のある人を雇用し、社会的自立を促進するため、かん・びん・ペットボトル・トレーの選別業務を行っています。

③ 第3セクター方式の障害者雇用企業

市内には、働く意志と能力がありながら就職することが困難な障害のある人に対し働きやすい職場を提供している第3セクター方式の企業があります。

☆ サンアクアTOTO(株)

- ★ 所在地：小倉南区舞ヶ丘一丁目2-1
- ★ 共同出資：TOTO(株)・北九州市・福岡県
- ★ 設 立：平成5年2月  
(平成6年7月操業開始)
- ★ 業務内容
  - ・水洗金具及び給排水配管等の製品・部品の加工、組立
  - ・印刷物の版下制作
- ★ 従業員数：150人(うち障害者数95人)  
\* 令和4年4月1日現在



☆ (株)サンアンドホープ

- ★ 所在地：門司区大字猿喰1157-2
- ★ 共同出資：(株)ニチリウ永瀬・北九州市・福岡県他
- ★ 設 立：平成9年6月  
(平成13年11月操業開始)
- ★ 業務内容
  - ・家庭用園芸肥料製造・販売

- ・家庭用園芸用土・園芸資材販売

★ 従業員数：50人(うち障害者数25人)

\* 令和4年4月1日現在



④ 重度障害者等就労支援特別事業

㊦ 障害者支援課 (Tel 5 8 2 - 2 4 2 4)

重度障害のある人などにヘルパーを派遣し、通勤や職場における支援を行います。

☆ 対象者

- 北九州市の重度訪問介護、同行援護又は行動援護の決定を受けている人で、民間企業に雇用される人や自営業の人等
- ・民間企業に雇用される方で、1週間の所定労働時間が原則10時間以上の人。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者は対象となりません。
- ・自営業者等で所得の向上が見込まれる人で、自営等に従事する時間が基本的に1週間のうち10時間以上の人。

## 6 障害のある人の人権の尊重と保障

### (1) 権利擁護の推進

#### ㊦ 障害者支援課 (Tel 5 8 2 - 2 4 2 4)

##### ① 高齢者・障害者あんしん法律相談事業

さまざまな法律上の問題に総合的に対応するため、支援が必要な高齢者や障害のある人又はその家族などを対象に、「福岡県弁護士会北九州部会」の協力を得て、無料で法律相談を実施しています。(108 ページ参照)

##### ② 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人に対して市長が後見、保佐、補助開始の審判請求を行い、資力の状況に応じて審判請求費用及び後見人報酬を助成しています。(101 ページ参照)

### (2) 市民啓発の推進

#### ☆ 福祉教育、啓発・広報活動の推進

「障害」や「障害のある人」への正しい理解を推進するためには、福祉関係者や、地域、学校、企業、マスコミ、行政など市全体で取り組むことが必要なことから、様々な機会をとらえ、障害に対する福祉教育の充実や啓発活動を継続的に実施しています。

## 7 社会参加の促進

### (1) 障害のある当事者及びNPO、ボランティア活動等の支援

#### ① 視覚障害者生活教室

視覚障害のある人を対象に社会生活に必要な知識を習得するための講座などを行っています。

☆ 内容：健康増進教室、パソコン教室、料理、マナー講座など

#### ● 視覚障害者生活教室の開催状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数	20回	10回	8回
参加者数	延335人	延118人	延108人

#### ② 聴覚障害者等生活教室

聴覚障害のある人などを対象に、社会に対する適応性を身につけるため、日常生活

上必要な知識の習得や情報交換をする研修の場を設けています。

☆ 内容：コミュニケーション方法、人間関係、職業生活、生活設計、一般教養など

#### ● 聴覚障害者等生活教室の開催状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数	37回	38回	38回
参加者数	延551人	延380人	延363人

#### ③ 障害者社会参加事業

障害のある人の日常生活に役立つ知識の習得や、社会参加につなげることを目的とした各種講座や、体験交流などを行える場を設けています。

☆ 内容：料理教室、体操教室など

● 開催状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数	83回	53回	72回
参加者数	延499人	延402人	延610人

④ 音声機能障害のある人への支援

疾病などにより喉頭を摘出し、音声機能を失った人に発声訓練を行うとともに、指導者の養成も行っています。

☆ 実施施設：市立医療センター(小倉北区)、東部障害者福祉会館(戸畑区)

● 音声訓練及び養成の利用状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
訓練	開催回数	44回	34回	29回
	参加者数	延1,098人	延777人	延651人
養成	実施回数	1回	0回	0回
	参加者数	42人	0人	0人

※ 令和2年度と令和3年度の養成研修は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

⑤ 手話通訳者の派遣

聴覚障害のある人などの意志の疎通が円滑に行われるよう手話通訳者を派遣し、意思伝達の手段を確保しています。

☆ 対象者：市内に居住又は勤務する聴覚障害のある人など

● 手話通訳者の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用登録者数(人)	434	437	446
派遣件数(延べ件数)	2,873	2,517	2,837

⑥ 要約筆記者等の派遣

中途失聴者や難聴者が会合に出席する際

に、円滑に意思の疎通が行われるよう、要約筆記者等を派遣しています。

☆ 派遣の種類

★ OHC等派遣  
(会議などでOHC、ビジュアルプレゼンターを使用)

★ 個人派遣  
(障害のある人へノートなどを使用して要約筆記を行う)

● 要約筆記者等の利用状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	OHC等派遣	延48	延21	延20
	個人派遣	延127	延68	延80
	計	175	89	100
利用登録者数(人)		114	113	115

☆ 連絡先

区 分	FAX
手話通訳者	645-3335
要約筆記者等	883-5551
点訳・音訳ボランティア	645-1601

⑦ 手話通訳者等の養成

手話奉仕員・通訳者や要約筆記者をはじめ、点訳・音訳ボランティアの養成のため、講習会を開催しています。

☆ 連絡先

区 分	TEL
手話奉仕員・通訳者	881-0114
要約筆記者	883-5552
点訳・音訳ボランティア	645-1210

(2) スポーツ・芸術・文化・レクリエーション活動等の推進

① 障害者スポーツセンター アレアス

スポーツを通じた障害のある人の健康の維持、体力の向上などを目的とした施設で、プールやスタジオを利用した障害のある人のスポーツ教室などを実施するととも

に、一般市民への開放も行っています。

☆ **所在地**：小倉北区三郎丸三丁目4-1  
(TEL：922-0026)

☆ **開館時間**：9：00～21：00  
 ※ 休館日：火曜日、年末年始  
 ※ 障害のある人の専用日時：  
 毎週木曜日 12：00～21：00  
 毎週土・日曜日 9：00～  
 12：00  
 (プール、トレーニング室、  
 スタジオ1、卓球室)

☆ **延床面積**：7,234㎡

☆ **利用種目**：  
 バスケットボール、車いすバスケット  
 ボール、バレーボール、卓球、サウンド  
 テーブルテニス、バドミントン、インド  
 アアーチェリー、テニス、車いすテニス  
 など

☆ **プール(屋内)**：25m(5コース)、  
 幼児用

● **障害者スポーツセンターの利用状況(人)**

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
体育館	16,484	4,250	8,965
プール	62,619	19,483	13,542
トレーニング室	58,958	12,514	13,240
スタジオ	31,226	8,120	8,923
その他	31,318	18,999	10,304
計	200,605	63,366	54,974

※ 記人数は介助者を含む

② **全国障害者スポーツ大会への北九州市選手団の派遣**

障害のある人がスポーツを通して、機能の回復と体力の維持・増進を図り、自らの障害を克服してたくましく生きていく能力を育てるとともに、国民の障害のある人に対する理解を深めることを目的とした「全国障害者スポーツ大会」に出場する北九州

市選手団を派遣しています。

その他、障害のある人の自立更生、社会参加を促進することを目的とした各種障害者スポーツ大会への北九州市選手団の派遣や本市で開催される大会に対して支援をしています。

③ **北九州市障害者スポーツ大会**

障害のある人が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障害に対する理解を深めること等を目的として「北九州市障害者スポーツ大会」を開催しています。

この大会は、毎年国体開催県で開催される「全国障害者スポーツ大会」の予選も兼ねています。

④ **北九州市障害者芸術祭の開催**

障害のある人の芸術・文化活動への参加を通じて、障害のある人の生きがいや自信を創出し、社会参加と自立を促進するとともに、市民に対する障害のある人への理解と啓発を目的として、平成20年度から開催しています。

☆ **内容(令和3年度)**

★ **作品展**

・期日 令和3年11月23日(火)～  
 11月28日(日)

・会場 コムシティ3階 黒崎市民ギャラリー

・出展数 260点

★ **ステージイベント**

・期日 令和3年11月21日(日)

・会場 ウェルとばた 大ホール

・来場者 1,300人

★ **ステージイベントは平成26年度から人権推進センターが実施する「ふれあいフェスタ」と合同開催**

## ⑤ 公共施設使用料の減免制度

市のスポーツ施設、文化施設、青少年の家の使用料などが減免されます。

なお、減免の対象となる介護者の方の使用料は障害のある人本人と同じ取り扱いです。

### ☆ 対象者

- ★ 身体障害者手帳をもっている人及び身体障害者手帳1～4級の方が使用する場合その介護の人1人
- ★ 療育手帳をもっている人及びその介護の人1人
- ★ 精神障害者保健福祉手帳をもっている人及びその介護の人1人

### ☆ 対象施設

#### ★ 公園施設

以下の2施設で「入園料」が無料になります。また、到津の森公園（小倉北区）で「入園料」が半額になります。

- ・グリーンパーク（若松区）
- ・白野江植物公園（門司区）

#### ★ スポーツ施設

次の市営施設で「共用使用料」が無料になります。ただし、冷暖房設備使用料、照明設備使用料、共用使用料の割増料金及び専用使用料は減免の対象から除かれます。

- ・体育館 ・庭球場 ・陸上競技場
- ・プール（アドベンチャープールを含む）
- ・柔剣道場 ・弓場 ・武道場
- ・スポーツセンター

#### ★ 文化施設

以下の16施設で「入場料」または「観覧料」が無料になります。ただし、特別展については、別途入場料が必要な場合があります。

- ・美術館（戸畑区、小倉北区）
- ・いのちのたび博物館（自然史・歴史博物館）（八幡東区）
- ・児童文化科学館（八幡東区）
- ・北九州市漫画ミュージアム（小倉北区）
- ・文学館（小倉北区）
- ・小倉城庭園（小倉北区）
- ・松本清張記念館（小倉北区）
- ・小倉城（小倉北区）
- ・旧門司三井倶楽部（門司区）
- ・門司港レトロ展望室（門司区）
- ・わたせせいぞうギャラリー（門司区）
- ・関門海峡ミュージアム（門司区）
- ・九州鉄道記念館（門司区）
- ・門司麦酒煉瓦館（門司区）
- ・響灘ビオトープ（若松区）
- ・長崎街道木屋瀬宿記念館（八幡西区）

#### 青少年の家

市内の7施設で「使用料」が無料になります。ただし、冷暖房設備使用料、シーツなどの使用料は減免の対象から除かれます。

#### ★ 子育て支援施設

- ・子どもの館（八幡西区）  
「1日共通利用券（個人）の料金」が減免になります。
- ・子育てふれあい交流プラザ（元気のもり）（小倉北区）  
「プレイゾーンの1日利用券の料金」が減免になります。

両施設とも、障害者手帳をお持ちの方は減免、その介護の方1名は無料です。

(3) 外出支援の充実

① 重度障害者タクシー乗車運賃の助成

在宅の重度心身障害のある人が外出する際に利用するタクシーの乗車運賃の一部を助成することにより、社会参加を促進しています。

☆ 対象者

市民税非課税世帯で市内に住所があり、以下に該当する人。ただし、施設に入所している人は除きます。

★ 視覚障害、肢体不自由の下肢・体幹・移動機能障害及び内部障害で身体障害者手帳が1、2級の人

★ 療育手帳Aの人

★ 精神障害者保健福祉手帳1級の人

☆ 利用回数：1か月4回（年48回）

● 重度障害者タクシー乗車運賃助成の利用状況（人）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障害	4,488	4,242	4,205
知的障害	383	357	356
精神障害	139	137	141
計	5,010	4,736	4,702

② 精神障害者就労支援施設等通所者交通費助成

㊦ 精神保健・地域移行推進課

(Tel 582-2439)

就労支援施設等へ通所する精神障害のある人に対し、通所に係る交通費の一部を助成します。

☆ 対象者

障害福祉サービス事業所、小規模共同作業所、地域活動支援センター、社会適応訓練事業所等へ通所する精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人又はそれに相当する人）。ただし、身体障害者手帳又は療育手帳の

交付を受けている人は除きます。

☆ 助成内容

通所のために公共交通機関（精神障害者保健福祉手帳の所持により割引を受けられる公共交通機関は除く）を利用する場合、その運賃の半額（1人当たり月額5,000円を上限）を助成します。

③ 有料道路の通行料金の障害者割引

料金を支払う際に、事前に有料道路割引証明を受けた身体障害者手帳又は療育手帳を呈示すると、有料道路の通行料金が割引（通常料金の半額）になります。なお、ETCを利用する場合は、上記証明と別に手続きが必要です。割引の適用は、登録したETCカード（障害のある人本人の名義に限る）・自動車・ETC車載器に限定されます。また、障害者割引の適用には有効期限があります。

☆ 対象者

ア. 自らが運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けている人全員

イ. 介護者が運転し、障害のある人が同乗する場合は、第1種の身体障害者手帳又は療育手帳Aの交付を受けている障害のある人

※ ア、イともに障害のある人本人又は家族が所有する個人名義の自動車が対象です。イの場合は、障害のある人本人や家族が自動車を所有していないときは、継続して日常的に介護している方が所有するものを含みます。事業用の自動車、軽トラック、レンタカー等は対象となりません。登録できる自動車は障害のある人1人につき1台で、割引が適用されるのは登録した自動車を利用する場合に限定されます。

④ 障害者自動車運転免許取得助成事業

障害のある人の就労などを促進するため、第一種普通自動車運転免許取得に必要な講習等に要する経費の一部を10万円を限度に助成しています。なお、教習開始前



に申請が必要となります。

☆ 対象者

市内に居住し、身体障害者手帳（1～4級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満18歳以上の人

⑤ 身体障害者用自動車改造費助成事業

㊦ 障害者支援課（Tel 582-2424）

重度の身体障害のある人の就労を促進するため自動車のハンドル、アクセル、ブレーキなどを改造するための費用を、10万円を限度に助成しています。（所得制限あり）なお、改造前に申請が必要となります。

☆ 対象者

市内に居住する身体障害者手帳1級又は2級の上肢、下肢又は体幹機能障害があり、就労のために自分で自動車を所有し、運転する満18歳以上の人

⑥ リフトバスの運行

㊦ 障害福祉企画課（Tel 582-2453）

障害のある人のグループが、市内で行われる研修やレクリエーションなどに参加する場合に利用できるリフト付きのバスを運行しています。市外で実施されるものは、日帰りの利用で、利用時間が原則として8時間以内の場合と、1日の運行距離が470km未満の場合に限ります。（利用の目的及び内容によっては、宿泊を要する利用も可。）

☆ 対象者：

市内に居住する障害のある人のグループ（おおむね10人以上）

☆ 費用：

リフトバスの運行に要する有料道路の通行料及び駐車場の使用料などは利用者の負担になります。

● リフトバスの利用状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
運行 件数 (件)	市内	40	18	14
	市外	156	13	22
	計	196	31	36
延利用者数(人)		3,953	585	746

